

大事業	10	保健・医療・福祉	担当部署	保険年金課		
中事業	52	社会保障の充実	予算科目	会計	21	後期高齢者医療事業特別会計
小事業	—	—		款	—	—
事業開始年度		平成20年		項	—	—
事業進捗度(年度末目標)		—		目	—	—
当初予算額 A			1,033,000,000 円			
財源内訳	国・県支出金		目的	後期高齢者医療制度における医療給付、保険料賦課・徴収を行う。		
	地方債					0 円
	その他	繰入金				1,032,998,000 円
	一般財源					2,000 円
人件費コスト B		2.8人役	21,467,600 円	総事業費 A	1,033,000,000 円	

平成20年4月から75歳以上の方（寝たきり等一定の障害のある65歳以上の方を含む）を対象とする後期高齢者医療制度が開始となった。  
 県下全市町村が加入し設立された「後期高齢者医療広域連合」が運営主体となり、財政運営の広域化・安定化を図り、被保険者への安定した医療給付を行う。

総務費

- ・一般管理費（資格、給付に係る経費） 21,810,000 円
- ・徴収費（賦課、徴収に係る経費） 914,000 円

後期高齢者医療広域連合納付金

- ・後期高齢者医療広域連合負担金 1,008,358,000 円
- 内訳
 

（被保険者から徴収した保険料	400,271,000円
保険料軽減分公費負担金	119,026,000円
療養給付費負担金	489,061,000円

- ・保険料還付金等 1,653,000 円

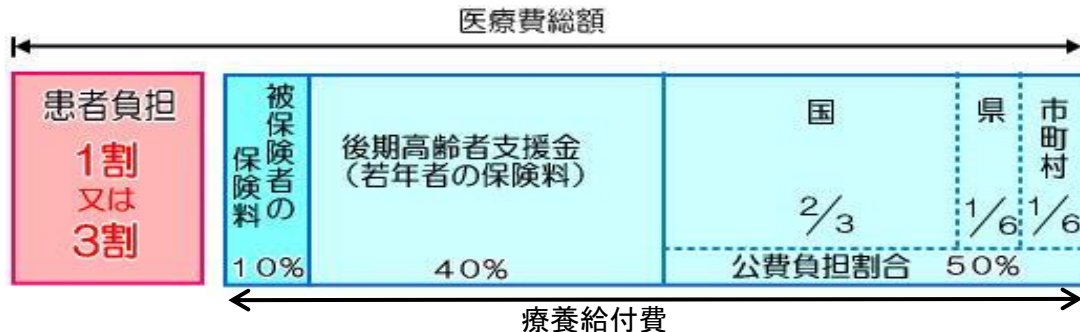
公債費

- ・公債費（一時借入金利子） 165,000 円

予備費

- ・予備費 100,000 円

○療養給付費市町村負担金繰入金 = (医療費総額療 - 患者負担) × 1/2 × 1/6



○保険基盤安定繰入金 = 低所得者保険料軽減分市町村負担金  
 = (2割軽減額+5割軽減額+7割軽減額+5割(被扶養者)軽減額) × 1/4

※県の負担 3/4

※特別軽減は国が負担 8.5割のうちの1.5割部分、9割軽減

○事務費繰入金 = 総務費 + 公債費

成果指標	現状値	目標値
後期高齢者医療保険料収納率（現年度普通徴収分）	99.00%	99.30%